

現 行

改 定

旅客営業規則

旅客営業規則

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護者施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢、付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。

契印

### 被救護者旅客運賃割引証

第\_\_\_\_\_号 指定番号

乗車区間	駅から 駅まで		經由
乗車券の種類	片道	被救護者	片道
	往復	付添人	往復
旅行証明書番号			
被救護者の氏名 及び年齢	(才)		
付添人の氏名 及び年齢	(才)		
割引率	5割		
有効期限	年 月 日まで		

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日発行

施設の所在地 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 代表者  
職 印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	救	添
			31	33

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) この割引証の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。
- (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護者施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車行程・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢、付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。

契印

### 被救護者旅客運賃割引証

第\_\_\_\_\_号 指定番号

乗車日	年 月 日		
乗車区間	駅から		駅まで
經由	經由		
乗車行程	被救護者	片道乗車	付添人
		往復乗車	往復乗車
旅行証明書番号			
被救護者の氏名 及び年齢	(才)		
付添人の氏名 及び年齢	(才)		
割引率	5割		
有効期限	年 月 日まで		

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日発行 ※発行日から1箇月間有効

施設の所在地 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 代表者  
職 印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	救	添
			31	33

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(この割引証の使用上の注意)

- (1) この割引証は、旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、次に掲げるいずれかにより割引普通乗車券を購入する場合に1回に限って使用できます。
  - ア 片道乗車又は往復乗車の割引普通乗車券を購入する場合
  - イ 付添人と同一区間の片道乗車又は往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合
  - ウ 被救護者が片道乗車、付添人が同一区間の往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) 発行者はこの割引証の記入事項(太わく内を除く。)を記入(乗車行程は、該当のものを○で囲む。)し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間です。

(通勤定期乗車券の発売)

第35条

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

<b>購 入</b>	株式会社 バスモ 相模鉄道株式会社
<b>PASMO・定期券購入申込書 (兼個人情報変更申込書)</b>	
1. 下記の事項をよくお読みになってからご記入ください。 2. 必要事項を記入し、当該事項を☑でチェックしてください。	
以下の「個人情報の取扱い」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。	
■記名PASMOのご購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOの個人情報を変更するお客さまの場合 □お客さまに記入していただいた個人情報は(株)バスモで管理します。	
□お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。 ①記名PASMOの購入・変更・払い戻し等のお申し込み内容の確認。 ②(株)バスモからご連絡する必要がある場合の連絡先の確認。(記名PASMOの拾得時等) ③PASMO取扱規則、および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施および改善。	
□(株)バスモでは、記入していただいた個人情報を今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。	
□(株)バスモは、(株)バスモと相互利用を行うICカードの発行事業者(ただし東京モノレール株式会社は除く)との間で、小児用ICカード発症にかかわるお申し込み内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。	
■PASMO定期券、磁気定期券をご購入のお客さまの場合 □定期券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。 □お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。 ①定期券の購入・変更・払い戻し等のお申し込み内容の確認。 ②当社からご連絡する必要がある場合の連絡先の確認。(定期券の拾得時等) □当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。	
●上記に記載された「個人情報の取扱い」に同意し、申し込みます。	
オナマエ (カードに記載されます) <input type="text"/>	
※「オナマエ (カタカナ・アルファベット)」はフルネームをお書きください。濁点は1文字としてお書きください。姓と名の間にスペースを入れてください。左詰めでお書きください。	
生年月日	大正 昭和 平成 西暦 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日 性別 男 女
電話番号	<input type="text"/>
※携帯電話番号または電話番号を市外局番「一」(ハイフン)を入れずに、左詰めでご記入ください。	
●お申し込み内容 (当該事項を☑でチェックしてください。)	
□記名PASMO (定期券なし)の購入 □大人・□小児	□PASMOの購入金額 ¥ <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 上限20,000円まで デビット500円含む
□PASMO定期券の購入 □PASMOも購入 □大人・□小児	□PASMO定期券への変更 □PASMOも購入 □大人・□小児
□PASMOをお持ちの方	□PASMOをお持ちの方
□無記名PASMOから記名PASMOへの変更 □大人・□小児	□磁気定期券の購入 □大人・□小児 □PASMOの個人情報変更
●定期券が必要なお客さまのみ必要事項をご記入ください	
区 間	～ 種 別 通 勤 通 学
経 由	小学生 中学生 高校生 大学生 その他
使用開始日	有効期間 1か月 ・ 3か月 ・ 6か月
種 類	新規・継続 お支払方法 現金 ・ クレジットカード
※PASMOと定期券の記名人は同一でなければなりません。 ※すでに記名PASMOをお持ちで定期券を購入されるお客さまもご記入ください。 ※磁気定期券をPASMO定期券に変更する場合もお客さまの個人情報をカードに登録いたしますので、ご記入ください。 ※クレジットカードで定期券のない記名PASMOの購入はできません。	
係員記入欄	小児用PASMO発光/個人情報変更時の本人確認使用書類 □運転免許証 □身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 □健康保険等の被保険者証 取扱者 確認者 □精神障害者保健福祉手帳 (写真付) □在留カードまたは特別永住者証明書 □学生証 (写真付) □社員証 (写真付) □旅券 □住民基本台帳カード (写真付) □個人番号カード (マイナンバーカード) □運転経歴証明書
確認事項	□氏名 □性別 □生年月日 □電話番号 □写真
記事欄	

(通勤定期乗車券の発売)

第35条

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

<b>購 入</b>	株式会社 バスモ 相模鉄道株式会社
<b>PASMO・定期券購入申込書 (兼個人情報変更申込書)</b>	
1. 下記の事項をよくお読みになってからご記入ください。 2. 必要事項を記入し、当該事項を☑でチェックしてください。	
以下の「個人情報の取扱い」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。	
■記名PASMOのご購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOの個人情報を変更するお客さまの場合 □記名PASMOに関して記入していただいた個人情報は(株)バスモで管理します。 □お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。 ①記名PASMOの購入・変更・払い戻し等のお申し込み内容の確認。 ②(株)バスモからご連絡する必要がある場合の連絡先の確認。(記名PASMOの拾得時等) ③PASMO取扱規則、および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施および改善。	
□(株)バスモでは、記入していただいた個人情報を今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。	
□(株)バスモは、(株)バスモと相互利用を行うICカードの発行事業者(ただし東京モノレール株式会社は除く)との間で、小児用ICカード発症にかかわるお申し込み内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。	
■PASMO定期券、磁気定期券をご購入のお客さまの場合 □定期券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。 □お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。 ①定期券の購入・変更・払い戻し等のお申し込み内容の確認。 ②当社からご連絡する必要がある場合の連絡先の確認。(定期券の拾得時等) □当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。	
●上記に記載された「個人情報の取扱い」に同意し、申し込みます。	
オナマエ (カードに記載されます) <input type="text"/>	
※「オナマエ (カタカナ・アルファベット)」はフルネームをお書きください。濁点は1文字としてお書きください。姓と名の間にスペースを入れてください。左詰めでお書きください。	
生年月日	大正 昭和 平成 令和 西暦 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日 性別 男 女
電話番号	<input type="text"/>
※携帯電話番号または電話番号を市外局番「一」(ハイフン)を入れずに、左詰めでご記入ください。	
●お申し込み内容 (当該事項を☑でチェックしてください。)	
□記名PASMO (定期券なし)の購入 □大人・□小児	□PASMOの購入金額 ¥ <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 上限20,000円まで デビット500円含む
□PASMO定期券の購入 □PASMOも購入 □大人・□小児	□PASMO定期券への変更 □PASMOも購入 □大人・□小児
□PASMOをお持ちの方	□PASMOをお持ちの方
□無記名PASMOから記名PASMOへの変更 □大人・□小児	□磁気定期券の購入 □大人・□小児 □PASMOの個人情報変更
●定期券が必要なお客さまのみ必要事項をご記入ください	
区 間	～ 種 別 通 勤 通 学
経 由	小学生   中学生   高校生   大学生   その他
使用開始日	有効期間 1か月 ・ 3か月 ・ 6か月
種 類	新規・継続 お支払方法 現金 ・ クレジットカード
※PASMOと定期券の記名人は同一でなければなりません。 ※すでに記名PASMOをお持ちで定期券を購入されるお客さまもご記入ください。 ※磁気定期券をPASMO定期券に変更する場合もお客さまの個人情報をカードに登録いたしますので、ご記入ください。 ※クレジットカードで定期券のない記名PASMOの購入はできません。	
係員記入欄	小児用PASMO発光/個人情報変更時の本人確認使用書類 □運転免許証 □身体障害者手帳・知的障害者療育手帳 □健康保険等の被保険者証 取扱者 確認者 □精神障害者保健福祉手帳 (写真付) □在留カードまたは特別永住者証明書 □学生証 (写真付) □社員証 (写真付) □旅券 □住民基本台帳カード (写真付) □個人番号カード (マイナンバーカード) □運転経歴証明書
確認事項	□氏名 □性別 □生年月日 □電話番号 □写真
記事欄	

(改定箇所)

- ・生年月日欄に「令和」追記
- ・本人確認使用書類の「健康保険等の被保険者証」を「健康保険等の資格確認書」に修正
- ・本人確認使用書類の「住民基本台帳カード(写真付)」を削除

(通学用割引普通回数乗車券を購入する際に提出する学生割引証)

第 40 条

3 割引証の様式は次のとおりとする。

学校学生生徒旅客運賃割引証  
(通信教育学校用)

第 \_\_\_\_\_ 号

※乗車区間	駅から 駅まで	經由
※乗車券 の種類	片道 往復 連続	
部科及び学年	第 _____ 学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名 及び年齢		( 才 )
割引率	旅客鉄道会社線	2割
有効期間	年 _____ 月 _____ 日から	日 _____ 日まで

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日発行

学校所在地 \_\_\_\_\_

学 校 名 \_\_\_\_\_

学校代表者氏名 \_\_\_\_\_

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41
			47 <small>(鉄道大学「国鉄」のみ発行可能)</small>

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(この割引証の使用上の注意)

(1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが 100 キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を 1 人 1 回に限って購入できます。

(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。

(3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。

(4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。

(5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。

(6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。

(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。

(8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。

(9) この割引証の有効期間は、表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の 10 日前から終了日の 5 日後まで)です。

(入場券の料金)

第 295 条 入場券の料金は 1 枚につき、次のとおりとする。

大人 160 円

小児 80 円

2 前項にかかわらず、羽沢横浜国大駅における料金は 1 枚につき、次のとおりとする。

大人 150 円

小児 70 円

(通学用割引普通回数乗車券を購入する際に提出する学生割引証)

第 40 条

3 割引証の様式は次のとおりとする。

学校学生生徒旅客運賃割引証 契印  
(通信教育学校用)

第 \_\_\_\_\_ 号

区間1	
※乗車日	年 _____ 月 _____ 日
※乗車区間	駅から _____ 駅まで
※經由	經由 _____
区間2	
※乗車日	年 _____ 月 _____ 日
※乗車区間	駅から _____ 駅まで
※經由	經由 _____
※乗車券の種類	普通乗車券 普通回数乗車券
部科及び学年	第 _____ 学年(年次)
証明書番号	
使用者の氏名 及び年齢	( 才 )
割引率	普通乗車券 2割
(旅客鉄道会社線)	普通回数乗車券 2割又は5割
有効期間	年 _____ 月 _____ 日から
	年 _____ 月 _____ 日まで

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日発行

学 校 所 在 地 \_\_\_\_\_

学 校 名 \_\_\_\_\_

学 校 代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41
			47 <small>(鉄道大学「国鉄」のみ発行可能)</small>

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(この割引証の使用上の注意)

(1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの乗車区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。

(2) 割引普通回数乗車券は、指定学校(面接授業会場又は試験会場を含みます。)のもより駅までの区間を、1人1組まで購入できます。

(3) 割引普通乗車券と割引普通回数券を同時に購入することはできません。

(4) この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。

(5) ※印の欄は、使用者が記入してください。ただし、割引普通回数乗車券を購入する場合の「乗車区間」欄は、発行者が通学区間を記入してください。

(6) 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。

(7) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。

(8) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。

(9) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。

(10) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。

(11) この割引証の有効期間は、割引普通乗車券を購入する場合は表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)、割引普通回数乗車券を購入する場合は、発行の日から1箇月間です。

(入場券の料金)

第295条 入場券の料金は 1 枚につき、次のとおりとする。

大人 160 円

小児 80 円

2 前項にかかわらず、羽沢横浜国大駅における料金は 1 枚につき、次のとおりとする。

大人 160 円

小児 80 円

